

介護保険負担限度額認定について

介護保険施設への入所やショートステイを利用されている方のうち、低所得の方を対象に、申請により食費及び居住費（滞在費）の負担を軽減する制度です。※申請をしない場合でも、施設への入所は可能です。

【この制度の対象となるサービス】

【入所】 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・
地域密着型特別養護老人ホーム

【短期入所（ショートステイ）】（介護予防）短期入所生活介護・
（介護予防）短期入所療養介護

★上記以外のサービス（有料老人ホーム、デイサービス、グループホームなど）は対象ではありませんのでご注意ください。

【以下の3つの要件を全て満たす必要があります】

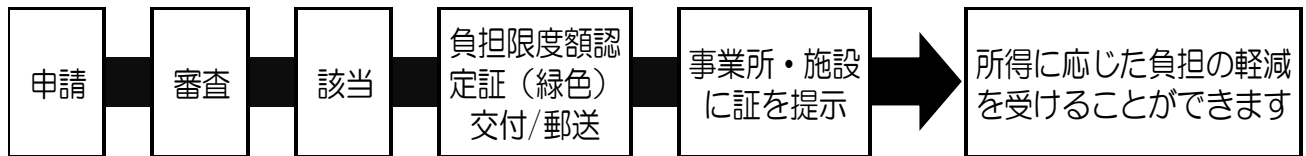
1 本人及び世帯全員が市町村民税非課税であること

2 配偶者が市町村民税非課税であること

3 預貯金基準額が以下の条件を満たすこと

		【預貯金基準額】
(第1段階) ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で住民税非課税	単身	1,000万円以下
	配偶者あり	2,000万円以下
(第2段階) ・住民税非課税で年金収入等が80万円以下	単身	650万円以下
	配偶者あり	1,650万円以下
(第3段階①) ・住民税非課税で年金収入等が 80万円超120万円以下	単身	550万円以下
	配偶者あり	1,550万円以下
(第3段階②) ・住民税非課税で年金収入等が120万円超	単身	500万円以下
	配偶者あり	1,500万円以下
(第4段階) ・上記のいずれにも該当しない方	負担限度額認定（第1・2・3段階） の要件に該当しない場合や、いずれの 認定も受けていない場合は、第4段階 として食費・居住費の全額を負担します	

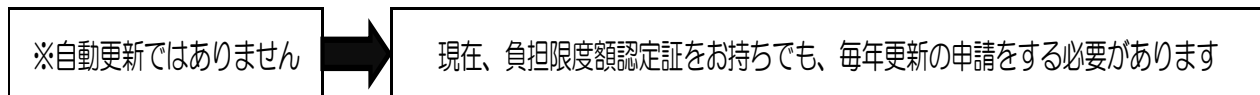
【負担限度額認定証の交付について】



◎認定期間

申請のあった月の初日から翌年（1月以降の申請は同年）7月31日まで

【負担限度額証の更新について】



※有効期間内でも、認定の要件に該当しなくなった場合（市町村民税課税世帯への転居等）は失効となりますので、速やかに負担限度額認定証を返却してください。

今 治 市

申請に必要なもの・方法は別紙をご確認ください

申請について

※代理人による申請が可能です。※申請は窓口・郵送で可能です。

◆申請に必要なもの（①～⑤）◆

①介護保険 被保険者証（オレンジ色 三つ折のもの）※コピー可



②介護保険 負担限度額認定申請書（記入例を参考にしてください）

③本人と配偶者が所有している全ての通帳のコピー〔(例)普通預金〕

○コピーする箇所（申請日から2か月以内に記帳しておくこと）

- （1）表紙をめくったところの見開きの1ページ
- （2）年金が振り込まれている通帳は、直近の振込み箇所と最終残高の箇所
- （3）年金が振り込まれている通帳以外がある場合は、最終残高の箇所

④その他、預貯金等の申告に必要な書類の写し又はコピー

申告が必要なもの	確認のために用意するもの
預貯金 （普通預金、定期貯金、定期積立など）	通帳の写し、証書の写し （インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式、国債、地方債、社債など）	証券会社や銀行口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
出資金	名義人、出資金額が確認できる書類の写し
金、銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
現金（タンス預金など）	自己申告
負債（借入金、住宅ローンなど）	借用証書など（個人名義であっても、自営業者などの営む事業にかかる借用証書などは負債とみなしません）

（参考）預貯金に含まれないもの ⇒ ・生命保険、自動車、腕時計、時価評価額の把握が難しい貴金属など
・絵画、骨董品、家財など ・不動産

⑤申請者の身分証明証

本人が申請する場合	代理人(ご家族等)が申請する場合
●本人の身元確認書類 次のうち、いずれかの書類をご用意ください。 □ 顔写真つき身元確認書類(官公署発行のものに限る) ならば1点 運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど □ 顔写真なし身元確認書類(官公署発行のものに限る) ならば、介護保険被保険者証のほかに1点 医療保険被保険者証、年金手帳など	●代理人の身元確認書類 次のうち、いずれかの書類をご用意ください。 □ 顔写真つき身元確認書類(官公署発行のものに限る) ならば1点 運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど □ 顔写真なし身元確認書類(官公署発行のものに限る) ならば2点 医療保険被保険者証、介護保険被保険者証、 負担割合証、年金手帳など

以上

◆非課税年金について◆

平成28年度から、負担軽減を受ける際の負担段階の判定基準に、非課税年金収入額についても勘案されるよう変更されています。

非課税年金とは、日本年金機構又は共済組合等から支払われる国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指します。

判定の対象となるもの	判定の対象にならないもの
年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金の他、例えば「寡婦」「かん夫」「遺児」「母子」「準母子」と印字された年金も遺族年金として判定の対象になります。	左記に該当しない年金の他、弔慰金・給付金、恩給などは、「遺族」「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象とはなりません。

◆注意事項◆

- 配偶者の条件について、夫婦のどちらかが施設に住所を移している場合など、本人と配偶者が別世帯である場合でも、配偶者が市町村民税非課税である必要があります。婚姻届を提出していない事実婚の場合も、配偶者として取り扱われます。ただし、DV防止法に定める暴力があった場合や行方不明の場合などは、配偶者については勘案されません。
また、内縁関係の配偶者については、配偶者として勘案されます。
- 本人と配偶者の預貯金等の金額が基準額を超えた場合など、対象要件に該当しなくなった場合は、速やかに今治市 介護保険課まで連絡してください。
- 必要に応じて、銀行等に口座情報等の照会を行います。その場合、負担限度額認定の手続きに通常よりも時間が必要となりますので、ご了承ください。（約 1～2 か月程度）
- 対象要件に該当しないことを知りながら、又は虚偽の申告によって不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金（負担軽減額と併せ最大3倍の額）の納付を求めることがあります。
- 成年後見人による申請について
 - ① 申請書オモテの被保険者氏名欄は、被保険者本人の氏名のみの記入または、被保険者本人の氏名と成年後見人の氏名を連名で記入のどちらでもかまいません。
 - ② 申請には、代理権等を持っていることが確認できる書類の写しの添付が必要です。

◆申請先・問い合わせ先◆

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1 今治市役所 介護保険課 介護保険係
(本庁第2別館1階)

TEL : (0898) - 36 - 1526 (直通)

FAX : (0898) - 34 - 5077

又は各支所住民サービス課

＜受付時間は、本庁・支所ともに開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで＞